

## 「大人が持つ力」

### 1. 子どものエンパワメント .....

子どもが持っている力を信じること。子どもの権利が保障され、適切な関わりを得ることで、その子どもが持って生まれてきた力が発揮できるようになること

### 2. 子どもの権利条約 .....

子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）は、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められました。1989年（平成元年）に国連総会で採択され、日本は1994年（平成6年）に批准しています。18歳未満を「児童（子ども）」と定義し、条文は前文と本文54条からなっています。子どもの権利として、生存、発達、保護、参加の4つの柱があげられています。

#### (1) 生きる権利（生存）

衣食住などの基本的人権。いのちが大切にされ存続できることです。

#### (2) 守られる権利（保護）

例えば、障がいがある、少数民族など、子どもは多様な存在であり、家庭背景もさまざまです。それらの状況によって差別されたり、虐待されたりすることがないように守られることです。

#### (3) 育つ権利（発達）

学ぶこと、遊ぶことなどを通して、アイデンティティを確立し、「自立」「自律」していくことです。

#### (4) 参加する権利（参加）

約束事によって、自由に意見を表明したり、集まって自由な活動を行えることが保障されています。

\*参照：日本ユニセフ協会HP 子どもの権利条約 [http://www.unicef.or.jp/about\\_unicef/about\\_rig.html](http://www.unicef.or.jp/about_unicef/about_rig.html)

#### ☆子どもの育つ権利について

子どもの健やかな育ちには、①から⑤までの繰り返しが必要です。特に、インターネットや携帯の普及などメディアの多様化によって、誤った情報も含めてたくさんの情報を子どもたちが入手しています。健やかな育ちには、これまで以上に正しい情報を積極的に提供するとともに、その情報を読み解く力を子どもたち自らがつけていくことが必要不可欠です。

- ① 存在意義が認められる権利
- ② 知る権利
- ③ 考える権利
- ④ 選ぶ権利
- ⑤ 結果を引き受ける権利

\*参照：GCR@SEAN 認定講座（Gender Sensitive Child Hu-Rights）「次世代の子どもへの大人の責任力」（プログラム所要時間 12 時間）より。NPO 法人 SEAN <http://www.npo-sean.org>

### 3. 児童虐待の種類

- ◆身体的虐待 殴る・蹴る・食事を与えない・戸外に閉めだす・部屋に閉じ込める など
- ◆心理的虐待 言葉の暴力・恫喝・無視・拒否・自尊心を踏みにじる など
- ◆性的虐待 性的暴力・性器を見せる・性交を見せつけたり、強要する など
- ◆ネグレクト(育児・監護放棄) 病気の放置・学校等に通わせない・車内に放置する など

\*児童虐待は、英語で“abuse”といい、力の「濫用」[誤用]という意味。濫用とは、ある権限力)を与えられた者が、その権限力)を本来の目的とは異なる使い方をすることをさすことが多い。

### 4. 児童虐待に係る事件・検挙人員 (警察庁調べ 2009年 (平成21年))

[5-1-6-3表] 児童虐待に係る事件 検挙人員(被害者と加害者の関係別・罪名別)

2009年(平成21年)

加害者	総数	殺人	傷害	傷害致死	暴行	重過失致死傷	強姦	強 制 わ い せ つ	保護責任者 遺棄	逮 捕 監 禁	その他
総数	356	25	196	14	22	5	26	18	9	6	49
父親等	251	7	142	6	15	3	25	18	2	4	35
実父	118	6	78	2	7	2	9	2	1	2	11
養父・継父	67	—	29	—	5	—	10	7	—	1	15
母親の内縁の夫	53	1	31	3	3	1	5	7	1	—	4
その他(男性)	13	—	4	1	—	—	1	2	—	1	5
母親等	105	18	54	8	7	2	1	—	7	2	14
実母	98	17	48	7	7	2	1	—	7	2	14
養母・継母	2	—	2	1	—	—	—	—	—	—	—
父親の内縁の妻	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他(女性)	5	1	4	—	—	—	—	—	—	—	—

- 注 1 警察庁生活安全局の資料による。  
 2 無理心中及び出産直後の嬰兒殺を除く。  
 3 「傷害致死」は、「傷害」の内数である。  
 4 加害者の「その他」は、祖父母、伯(叔)父母、父母の友人・知人等で保護者と認められる者である。  
 5 罪名の「その他」は、暴力行為等処罰法違反並びに児童福祉法、児童売春・児童ポルノ禁止法及び青少年保護育成条例の各違反である。

\*出典 「平成21年版犯罪白書」  
 \*最新情報は法務省の犯罪白書のHPを参照のこと

厚生労働省の2000年(平成12年)調べでは、虐待の死亡事例は107例(128人)で、そのうち心中(未遂を含む)は43例(61人)で心中を含めると3日に1人、子どもが殺されているという結果であった。